

令和5年度「子育て世帯生活支援特別給付金」支給のご案内

食費等の物価高騰が長期化する中で、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し支援金を支給します。

◆対象 ひとり親世帯

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（申請不要）
- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

ひとり親世帯以外

次の①②の両方に該当する方

- ①平成17年4月2日（特別児童扶養手当を受給している方は平成15年4月2日）から令和5年3月31日生まれの児童を養育する父母等（令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
- ②令和5年度住民税（均等割）が非課税の方または令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

◆支給額 児童一人当たり5万円

◆申請期間 令和5年6月5日～令和6年2月29日

◆問い合わせ 社会福祉課 福祉児童係 ☎0738-52-5033 FAX0738-24-2390

人権擁護委員をご存知ですか？ ～6月1日は人権擁護委員の日～

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

昭和57年から全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設事業を実施しており、毎年6月1日前後に、全国各地の公共施設、複合商業施設などにおいて特設相談所を開設しています。

特設人権相談所

◆日時 6月1日（木）・16日（金）10時～15時

◆場所 福祉センター3階

◆相談員 ・法務局職員

・法務省人権擁護委員

うとう まさる はやし ちよ もりかわ まさのり さかもと ひとし
宇藤 勝（名田町） 林 千代（茵） 森川 正教・阪本 仁志（湯川町）

やまもと しゅうこ やまもと あきら しみず のりこ
山本 周子（藤田町） 山本 章（野口） 清水 典子（塩屋町）

◆その他 人権相談は、人権擁護委員の自宅及び和歌山地方法務局

☎0570-003-110でも常時受けています。

◆主催 御坊人権擁護委員協議会 御坊分会・御坊市・和歌山地方法務局 御坊支局

相談内容の
秘密は守られます。

